





一八九〇年にアメリカで反トラスト法ができましたのは、大陸スタンダードオイルあたりの非常なトラスト的大活動に對しまする、アメリカの中西部の農民の非常な反感、つまりアメリカの大企業が主として農民を搾取するというところの反感から、あのシャーマン法ができるものであるということを伺つております。その後そういうた方で發展いたしまして、アメリカの反トラスト法體系といふものは、合衆國法に約六つぐらいでき上つておるのであります。仰せの通り現在の日本の實情とは大變な隔りであります。この趣旨はこういう意味であります。もちろん現在の状態におきまして、日本にラスト、カルテルが非常に多いから、現在、たゞいまにおいてこれを縛る、こういうふうな意味ではございません。終戦後財閥の解體をいたしましたして、それからその他のいろいろな統制協定のようなものも廢止してまいります。その場合において、再び前の財閥支配のようなものを繰返さないといふ意味において、その將來の保障として現在それを立てて、そりして將來の行き方をはつきりさせる、こういうのが本法の目的であります。

であります。しかし、日本の將來におきまし  
ては、もちろんそういうことはわれ  
われにとつてまた望ましいことであ  
り、そなつてもらわなければならぬ  
と思つておるのであります。そない  
う場合にはどうじをふるにされるので  
ありますか、お伺いしたいと思ひます。  
○橋本政府委員　お答えをいたしま  
す。たゞいまお話のございました點  
は、日本にとつてもきわめて重要な點  
であると思ひます。まず輸出關係の問  
題であります。これは率直に申します  
と、本來の建前からいなれば、獨  
占禁止法はアメリカと同じよう、ま  
つたく國內の問題だけを取扱つて、外  
國の關係につきましては、むしろ大い  
に團結をして自國の利益をはかるとい  
うことが筋であるかと思ひます。たゞ  
これにつきましては、アメリカのよう  
な非常に強い國と、現在日本の置かれ  
ているような状態とは違ふと考えられ  
るわけであります。それで本法の第六  
條におきましては、貿易に關しまして  
も、制限的な協定をしてはならないと  
いうことに相なつておりますが、こ  
れはアメリカのように、大體世界經濟  
を支配している國においては、むしろ  
自國の利益をはかるために、團結して  
外國に對しては大いに取引制限をやる  
という方が有利でもあり、かつそれを  
押し通すことができる所以あります  
が、現在日本の置かれている狀態から  
考えますと、貿易に關しましても、も  
し日本側で團結いたしまして特別に高  
く、ないしは特別に安くというような  
方策をとりますことは、實際問題とし  
になるだけで、效果のあるようを行き

途はとうていとれないと考えられるのであります。むしろ貿易に關しましては輸出検査等をしつかりやりまして、確かな品物をちゃんとした値段で出つていくというのが日本にとつて残された唯一の途であり、かつ賢明な方法であるといふうに大體考えておる次第であります。

それから農業關係のカツパー・ボルステッド、アクトに比較して、この獨占禁止法の體系がどうなつておるかといふ問題につきましては、まつたく同様に考慮いたしました。この第六章の適用除外の第二十四條に「この法律の規定は、左の各號に掲げる要件を備え、且つ、法律の規定に基いて設立された組合（組合の連合會を含む）の行為には、これを適用しない。」ということが書いてございまして、これの大好きな適用分野というのは日本は農業の關係であります。これにつきましては、今後も大いに農業協同組合の團結力によりまして、外國から安値の穀物がはいつてくる場合、あるいはまた國内における農業改良その他についてもカツパー・ボルステッド・アクトとまったく同じような立て方で本法の適用を除外しておるわけであります。

○寺田委員 次にお伺いしたいのは、過日來から各種の公團法が出ておるのではありますが、これによつてほとんどこれが生産あるいは取引が自由にできないといふことになつておるのであります。この獨占禁止法の大體の趣旨は、第一條にもありますように、自由の競争によつて取引をさそり、そ

して事業活動を盛んにするということになつておるのであります。しかし、もう一點に關しまして、現在の日本の敗戦状態において、あらゆる事業においてまず生産をしなければならない。この生産の指數をみましても、かえつてだんだん減つてきておるといふような現状にあるときに、非常に矛盾した法案でないかということを感じるのであります。これがに對するお考をお伺いいたします。

○橋本政府委員 お答えいたします。

公團法との關係に關しましては、こういうふうに考えておる次第であります。日本の將來の經濟のもつてき方といたしましては、自由經濟を基本にしてやつていく。特別に自由經濟ではうまくいかない特殊の事業について、國營、公營にゆだねるほかは、自由經濟でやつしていくことを基本方針に考えておるわけであります。たゞ自由經濟でやつていきますためには、物資とか資金等に關する入手の自由ということが基礎になるわけであります。それが成り立たない限り、うまくいかないわけであります。ところが現實の状態は、御承知の通りのようになるとであります。物資についても資金についても、割當が必要だという状態であります。そのために物資需給調整法及び公團法が出ておるわけであります。この經濟危機を乗り切るために、やはり統制は嚴重にやつていかなければならぬ。それは現在の状態としてはやむを得ないところだと思います。たゞ本法との關係におきましてはつきりさせましたことは、統制といふものをつけまでもやりなくやつしていくということではなくて、それはあくまで

時的な體制であるとともに建設前にいたしまして、今まで期限も何もない、一般の統制會社といふようなものでやつておつたのを、公團法という法律に基く公團で扱い、この公團は臨時物資需給課整法の動く間、運命をともにいたしまして、なるべく早い時期にこれをやめる。そうしてあとはできるだけ生産が自由になる。こういうような體制でいたしましたので、現在の状態ではやむを得ない。むしろこれが秩序正しく、現在の危機の状態においては、できるだけうまく生産をやつしていくねえんであると考えておる次第であります。

ざいまして、御要求がありますましたので明日資料を差上げたいと思つておりますが、大體におきまして、それへ二つか三つの體系にわけることができることと思います。鐵道のようなものは、巨大な資本を要するというような關係で、日本のような状態においては、私人がやるより國家がやる方がうまくいくという關係がございましよう。煙草等につきましては、財政上の見地から言つて、專賣でやるのが一番財政收入を確保するゆえんであるといふような考え方があるのだと思います。たゞそれに關しましても、財政收入を確保しつつ、なお煙草の品質を改善するには、どうしたらいいと、いうような御意見は、非常にあると思います。これに關しましては、今後においては特に本法を實施するというようなことになりますれば、政府部内においても常に考え、また議會側においても、お考えの對象になる機會が多いのだと思いますが、現在のところにおきましては鐵道、通信、煙草、それからポツダム勅令に基く貿易の國營、こういつた面の問題の全部にわたつて、大體國がやつていくのがよろしいのだという考え方をもつておる次第であります。これについての官制の問題につきましては、早速連絡をいたしました、關係の方に出でたときたいと思つておる次第であります。

織維會社を例にとりましても、これが非常に個人の創意工夫によつて、他の製品を市場から駆逐した。そういう場合に、これは獨占になつてくるのかどうかといふような問題に關連しまして、積極性が失われていくといふふうに感するのであります。こういふ點について、どういふうに考えられておりますか。お尋ねいたします。

○橋本政府委員 むしろ本法は、生産の面においても、販賣の面においても、積極性を確保するための法律であります。して、優秀な企業が競争の結果、打ち勝つてます／＼大きくなつていくといふことを奨励するので、それが何らかの資本力の大きいものによる不當な拘束等によつて、そいつたふうな自然に優秀なもの、競争に立つていくのを阻害するのを防ぐ目的なんでありまして、どうもこれが一般的に非常に誤解されております關係で、何かまた新しい官僚統制の組織ができたのぢやないかといふ感じをもたれておるわけでありますが、その點はむしろ本法の趣旨から言つて、御心配になり過ぎておるのだということをはつきり申し上げることができると思います。

○寺田委員 そういたしますと、たとえば自動車工業なら自動車工業におきまして、將來ある一會社の自動車が非常に優秀であり、それが低廉であるという場合に、ほかの自動車會社が全部倒れてしまう。日本にその會社一つだけになるという場合には、これは獨占禁止法に違反になるのかどうかといふことが疑われるのです。この點を伺います。

○橋本政府委員 これははつきり違反に相なりません。私的獨占のところに

も書いてござりますように、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を、自主的に制限することが目的なのであります。たゞいまのお話のように、優秀なものが自然に大きくなつて、それが一軒殘るということは、なか／＼むずかしいと思いますが、あれば結構なことであります。たゞ多くの場合におきまして、一軒になりますとそこで適當の利潤を上げようというので、おそらくは獨占價格を設定いたしまして、今まで公共の利益に合致するような形できたのが、公共の利益に反するような形に動きをし始めるおそれは非常にあると思ひますが、その場合におきましても、現實はそういうような公共の利益に反するような行動を起してない限り、事業能力の較差の點におきましても、明瞭にそれは技術的能力によつて正當とされておるわけでありますから、私の獨占を行えば行き得る程度であつても、較差の方でもあります。またこの權限も相當大きい權限をもつておるということになりますが、この委員會の運営と、大藏省あるいは商工省、農林省、運輸省といふような各省との關係は、どういうふうになるのかお伺いした  
い。

しましては、内閣總理大臣において立派な人物を推薦され、かつた衆議院において同意をされるときに、その議會の御判断が誤りのないものであるということを確信いたしておる次第であります。それで各省との権限の問題に關しましては、これは第一に問題になつてまいりますのは、第六章の適用除外の第三十三條のところで、特定の事業について特別の法律のある場合の適用除外の問題であります。これははつきり適用除外をいたしますれば、その方は、たとえばガス事業法については、かりに全部はずすということになれば、商工大臣が一元的に監督をいたすということに相なるわけであります。それからなおそうでなくして、同じようないろ／＼問題が起つてくると思いますが、こういふうな問題に關しましてくると、二面の監督が當然出てくると、それが現實に動き出しますまでに、よく各省と政府部内で相談をいたしまして、一般の經濟活動を阻害しないで、しかも本法の目的をよく達成するようと考えたいと思つております。

りますが、そういう規定は見あたらぬのでありますて、どうしてもこの委員會は公正にやつてもわなければいけないという點において、相當な高給を出し、そうして人選をするということが必要ではないかということを感じるのであります。またこの委員會に、おそらく實際問題としまして種々なる運動が行われるというおそれが相當あると思うのであります。そういうために、委員會を當然公開すべきだと私は感ずるのであります。そういう點について、どういうふうに考えておられますか。

○橋本政委員 たゞいまお話をございました點もごもつともでありますて、初めから考えておる次第であります。これは立場上ほかの仕事に關係することはできぬというような制限を、三十七條あたりにやかましく置いてござりますので、お話になりましたように、給與を十分にしなければならないということは、ぜひ必要でありますて、委員の報酬を法律の中で明定したらどうかという御意見もございましたが、どうも法律で一々書くのもどうか。アメリカあたりのは全部法律で書き出しておりますが、それほどまでにしないでもよからうということです。たゞ一般の官吏の俸給とは別に定めて、よく考えていただきたいというので、第三十六條の中に「委員長、委員及び公正取引委員會の職員の報酬は、命令を以てこれを定める。」と書きました趣旨は、一般の官吏の俸給とは別に、よくすることができる。こういう趣旨であります。委員長及び委員の報酬は、議會の同意を得て任命されるという地

位から見まして、大體そいつたちは職員、たとえば最高裁判所の判事とか、いろいろな人達と平均をとりながら考えたいと思つておる次第であります。それからなお公正取引委員會事務局の職員につきましても、特別に考えることといたしたいと思つております。なおお話をありました審議をどういうふうにやつていくかといふ點に關してであります。が、これは公正取引委員會の審判手續といふのは、原則として公開をいたすわけであります。たゞ第五十三條に「審判は、これを公開しなければならない。但し、事業者の事業上の祕密を保つため必要があると認めるとき又は公益上必要があると認めるときは、これを公開しないことができる。審判には、速記者を立ち合わせて、陳述を筆記させなければならぬ。」と、いうことになつております。問題が起りまして、これを審理いたしまさきに公開を原則とするわけであります。しかも後で委員會の委員が適當に自分の心證で證據をまとめてはならないというために、これは相當めんどうであると思いますが、全部陳述を筆記させなければならない。こういうことに相なつておるわけであります。たゞ、いよいよ審判手續が終りまして、審決をやるときには、最後の合議につきましては、第五十六條に「公正取引委員會の合議は、これを公開しない。」ということになつております。しかしこの場合におきましても、審決の結果一つの判斷が出来ました場合には、特に問題の大項に書いてありますように「審決書には、小數意見を附記することができます。」七人の中で審議をしたんだが、結果から見まして、大體そいつたちは

論はこれ／＼であつたけれども、そのうちの三名はこれと反対のこういうふうな意見を述べたということを記することができる。こういうふうにいたしました。

○寺田委員 最後に、よく現在問題になつております事業の多角經營ということであります。どういう範圍までが多角であるかそういうことを御説明願いたいのです。それとまた一つの生産について、どれくらいの割合をもつた場合に、これが獨占であるかということについてお尋ねいたしました。

○橋本政府委員 多角經營の問題につきましては、多角經營體について獨占禁止法で取締りをすべきものであるといふ意見が、本法の審議をやります中間の過程において出たことがございました。しかし私ども政府部内の者といたしまして、それは格別獨占禁止の見地からいって、そう問題にすべき問題じやないと思う。殊に化學工業のごときものは、多角經營を必然ずやつておるわけでありまして、そういうふうなことによつて生産が阻害されるだけである、そういうことでしろ／＼審議をしておきました。しかしてまた中間過程で話をいたしましたときにも、そういう結果といたしまして、多角經營というのは全然問題にしないことになりました。それから次にどの程度になると獨占かと、こういうお話がございましたが、これは何も日本全國の生産

額の何割占めると獨占であるといふ  
ようなことは、まったくそういう線の  
引き方はないわけであります。あくま  
でもある種の物資だとサービスだと  
、これは實質的な問題であります。それ  
でこの獨占が成立つか成立たないかと  
いうことに關しましては、いくつかの  
條件があると思います。第一にまいり  
ますのは、輸入の可能性が容易である  
かどうかといふのが一點であります。  
それから一つには國內で獨占をやつ  
た、そうしたところがたちまち外國が  
、どうかというのを輸入で崩れてしまふ、こううの  
では獨占が成立たないわけであります。  
それからまたもう一つは、競争者  
が容易に興つてくるかどうか、その競  
争者といふのは當該物資ないし當該物  
資の代用品でもよいわけであります  
が、たとえば味噌なら味噌の獨占をや  
つた、ほんと日本全國抑えてみたけ  
れども、代用味噌が一箇月ぐらいいの間  
に、わざかな生産設備であるためにあ  
つちにもこつちにも興つてきたといふ  
のでは、すぐ獨占が崩れてしまうわけ  
であります。この二點が一番大きな獨  
占が成立つか立たないかにかゝつてま  
ましては、非常に輸送費のかゝるよう  
な貨物については、ないし非常に傷み  
やすくて、遠い輸送が困難であるとい  
うようなものについては、地域的な獨  
占が成立つと思ひますけれども、もち  
のよい品物で、しかも特別に輸送費が  
かゝらないというような物であります

れば、たとえ東京で獨占をしてみましても、たゞまち大阪あたりから品物がはいつてきて、崩れてしまうといふことになつて、「一向に競争を實質的に制限する」ということにならないわけであります。従つて獨占といふものが成立つためには、相當程度大きく占めなければ獨占といふものは出てこないと考へるわけでありまして、相當程度大きく占める場合においても、今申し上げましたように、外國の競争であるとか、あるいはまた代用品ないしその品物の新規の競争者がすぐ出てくるといふふな場合においては、やはり獨占は非常に成立ちにくいということになると思います。これは實際に問題がありましたときには、公正取引委員會の勘案すべきものであります。

○寺田委員 私の質問はこれで打切ります。

○舟橋委員長代理 それでは七時まで暫時休憩いたします。

午後五時四十八分休憩

午後七時二十五分開議

○岡部委員長 休憩前に引き続き質疑を繼續いたします。西村榮一君

○西村(榮一)委員 經濟安定本部長官にあらましだけお伺いいたしました。まず第一にこの私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案であります。が、わが國の戰時經濟の整理がまだ完了しておらない今日、なお將來の産業の性格、骨格が提示されておらない今日において、なぜこういふような法案を提出しなければならぬかということについて御説明を伺いたいと思います。

○高瀬國務大臣 たゞいまの御質問ごもつともと思われる點もあります。し

かし講和會議を目前に控えてゐることでありますし、日本の將來の經濟がどういうふうに運營されるべきかということについての大方針は、やはりあらかじめきめておく必要がある。それからまた、これから經濟再建を一般の事業界の人たちが考えてまいりますについても、やはりこういう大方針につきましては、はつきりきめておく方が適當だらうと考えるわけであります。

○西村(鶴)委員　まだ整理な完了しておりませんが、日本の產業の中から財閥機構といふもの、あらゆる角度から否定せられてきております。從來の財閥機構が存在する狀態のもとにおいてでも、日本においてはアメリカ、イギリスと比較して、そう著しく巨大な獨占資本といふものはなかつたのであります。ですが、しかも財閥機構といふものが否定せられて、その整理が着々進展しているというときに、一體日本の將來の産業の民主化に對してはどういうふうな効果をあげようとなさるのか、一應大臣の御説明を承りたいと思ひます。

○高瀬國務大臣　日本の財閥といふものにつきましては、ほたして今度の法案にすべて適合するということになるかどうか、これは十分具體的に、いろいろの場合についてあてはめて考えないとわからぬと思います。とにかくこれまでの財閥に關しましては、問題は消滅いたしますけれども、なおその他の方面の事業、將來起るべきいろいろな事業等につきましては、やはりあらかじめこうることは、きめておく方が

はつくりしてよがろうと考えるのであります。

○西林(質)委員 たゞしその御説がございましたが、この法案のねらつておるところは、經濟の民主化をはかるとともに、不當なる獨占を避けようとするのであります。一應これで經濟の民主化といふますか、企業の民主化は完成するかも知れないが、しかし民主化されたその日本の經濟力といふものは、一體どうして育てるかという育てる方法についてはなんら對策が講ぜられておらない、新しき日本の産業といふものをもつていくためには、一應民主化とともに、その産業を、新しく民主化された經濟をいうもの育てゝいくべきとこちらの對策が、同時に講ぜられなければならぬのに、昭和二十二年度の豫算案においても、日本の産業育成に對して何らの手がない。またこれに對しては、何らの對策もない。そういうふうにして新しい産業を、民主化された後における産業をどうして育てていくか。具體的に申しますると、貿易に對する問題をいかに政府は考えられておるか。同時に經濟企業の民主化された後において、その新しい國際貿易といふものが、あるいは國內問題でもそうですが、それらの高能率を發揮して、廉價良品という立場において産業の能率をあげていくために、一體どういうふうな對策をやつていかれるのであるか、この點を伺います。

の困難があるといふことは豫想されるのであります。しかしながらあらゆる手段をつくしまして、經營の合理化をはかり、技術の進歩をはかり、實業教育の振興をはかり、あらゆる手段をつくして努力をいたしますれば、決してこれも不可能ではない。なかへ困難ではありますけれども、決して不可能なことは考えておりませんので、そういう二つの方法でなく、あらゆる方面から考えまして、育ての方に向ふに努力していくとよりほかはないのじやないかと思つております。

○西村(榮)委員 安定本部長官は、日本の將來の産業性格が一體どういふふうなものであるとお考へになつておるか、お伺いしたいと思います。

○高瀬國務大臣 日本の將來の産業の性格がどうあるべきかといふことにについての御質問であると考えます。敗戦の事實によりまして、日本産業の構造はどうしても變革されざるを得ないと思つております。賠償との關連もあり、その他いろいろの事情によつて相當の變化は免れない。何にしても貿易が日本經濟を支えていく上においては、一つの非常に重要な要素であることは當然でありますので、輸出方面的産業はどうしても急速に、最も重要視して考えていかなければならぬものであるとります。その他生活必需品方面的工業も急速にやらなければなりません。それらのものに手をつけて相當の目鼻をつけた上、やはり日本としては遠い經濟發展のことを考え、あらゆる方面についての工業の發展を構想していかなければならぬと私は考えております。

○西村(榮)委員 長官のたどいまの御説明は、私はよく了承いたします。ただ現吉田内閣においても、そのことの十分な認識がないのであります。安定本部長官から初めて御意見を承るのでは、私は明確に承つておきたいと思うが、日本は憲法において戦争を放棄いたしました。このことは一體經濟にどういうふうな影響をもつてきておるかと申しますならば、憲法において戦争を放棄した國家は政治國家ではありません。軍備なき政治國家はあり得ないのです。申しまして、日本の將來の國家的性格は企業國家です。企業國家は産業國家であり、産業國家は平和國家であります。もう一遍申しますと、戦争を放棄して政治國家はない。今吉田内閣のとられんとする政策は、この點を明確にしないで、依然として政治國家的な妄想の下にすべての産業政策をやつている。一體これに對して安定本部長官はどういうふうな御見解をもつておられるか、承りたい。

○高瀬國務大臣 たゞいま政治國家として現内閣があらゆる施策方面を考えておるというお話であります。この點私には十分具體的には諒解できません。私の意見としては、武力を放棄した以上は、國家の進むべき道はお説の方面にむろん進むべきものであらうと考えております。

○西村(榮)委員 大變に明確にお答えを願いまして感謝いたします。先ほど長官は輸出貿易に主力を注いでわが國民經濟を支えていかなければならぬと、いう御意見である。私はこれに對しても賛成であります。たゞ問題は、いかにして輸出貿易を盛んならしむるか、

それのためにこの法案に關係しておる事項で御質問申し上げたいことは、輸出業者が協定、あるいは将来これによつて今日の貿易國家管理を解かれた後において、輸出業者がこゝに結合することができるか。第二點は關稅の自主権がどこまで許されるか。と申しますことは、今日のわが國の置かれた段階においては、少し先走つた質問であるかも知れませんが、將來われく國民が守つていかなければならぬこの法案を審議する上におきまして、一應お伺いしておかなければならぬのであります。よく世間ではわが國の過去における産業がソシアル・ダンピングをもつて世界の市場を荒したというのであります、しかし過去の日本經濟は好んでソシアル・ダンピングをやつたものではない。ソシアル・ダンピングをやらなければならないところの國際的な條件が生れ、同時に不當な労働賃銀をもつていかなければ日本の産業が成立しない。もちろん超過利潤というものもありますが、それは別の角度から見て、産業全體からいって非常な安い労働賃銀をもつてしなければ日本の産業が成立しなかつた。科學技術の問題について、原材料の問題についても同様である。かるがゆえにわが國の過去における企業家といえども、みずから好んでソシアル・ダンピングをなしたのではないのでありますまして、わが國の置かれた政治的あるいは經濟的な諸條件が、それをせざるを得なかつた。従つて私がお伺いする第二點は、前段申し上げましたわが國の將來の國家性格といふものは、政治國家にあらずして平和國家であり、産業國家であるといつたしまするならば、しかも現實の日本の國民經濟

濟といふものは、輸出貿易を中心として國民經濟を組立てていかなければならぬといったじまするならば、この關稅問題は、自主權といふものも問題になつてくると思うのであります。これに對しては、長官はどういうふうな見透しをもつておられるか、一應お伺いいたしました。

○高瀬國務大臣 御質問の第一の點は、將來日本が貿易の發展をはかつていくといふ上におきまして、輸出業者が團結をしてやつていくといふよう等が團結をしてやつていくといふよう必要もあるかも知れない。それが、この法律とどういう關係をもつか。こういふ御質問ではなかつたかと思ひます。その點は、この法規によりますと、輸出業者が、團結をしまして、やはりそれによつて競争を制限するとか、獨占的になるといふことは、もとよりこれはこの法律で許されておりません。輸出業者の團結についても、やはりそういう意味ではこの法律が適用されるかと考えます。

第二の關稅自主権の問題であります。が、これはまだ講和會議も済んでおりませんので、今どうといふことは、むろんできないことであります。講和會議が済みまして、日本が完全に主權を回復する時期は必ずくるだらうと思ひますが、そういう時期になりますれば、やはり關稅についてもこれは認められることになる。だらうと私は考えております。

○西村(榮)委員 第二にお尋ねします。第一項の輸出業者の將來の統制團結について、この條項を委員側から修正を出したときに政府はどうなされましたか。と申しますのは、アメリカにおいても獨占禁止法の中に輸出業者だけは除外例を布かれておるといふことを

聞いておる。なぜかとどうぞ、これは一八八〇年において、初めて獨占禁止法が布かれたときに、大體その目的とするものは、都市の商工業に對して農村の對抗策であつた。かるがゆえに對外的に、輸出業者に對しては大體これに除外例を設けた。もしもアメリカにおいてそのことが除外例を布かれておつたといたしますならば、日本の貿易においても除外例を布いてもいいのではないか、その點率直に御答辯を願いたいと思います。

○高瀬國務大臣 たゞいまの御質問にお答えいたしますが、日本という立場から申しますと、どうしても自由競争によつて立つていく。獨占等の手段は一切使わない。こういう建前になりますので、お話のようなことはどうしても認められないよう思います。

○西村(榮)委員 戰爭前のわが國の貿易の任務目的と、戰後における任務目的というものは、これは根本的に違つてきておる。そのことは學者である安本長官は、私から説明するまでもなく、よく御承知であろうと思う。戰前におけるわが國の貿易は輸出が主であった。しかし戦後におけるわが國の貿易といふものは、輸入が主であつて、その支拂の代價の一方方法として輸出貿易がなされる。戰後における貿易は、結局輸入代價の支拂という任務しか負わされておらない。しかばその輸入代價を支拂うかどうかと、この問題は、國民經濟が維持できるかどうか、ということが問題でありまして、過去における輸出は商權の擴張と、利潤の獲得があつたと一面言えるのであります。今後は生存權の問題、戰後におけるわが國の貿易の目的といふもの

は、國民經濟の生存權の問題であつて、こゝにわが國といたしましては、貿易といふものが從來のよくなまぬるいものとは考えられてはいかない。これが國の生活、經濟の水準は昭和五年に置かれるといふことがあります、しかば昭和五年の工業生産力は三三・二%です。しかも今度の昭和二十三年、度の大體のそれは、農業の工業化も入れて、五二%にこれを上げていなければ國民經濟は維持できない。しかもこれは輸出貿易に根幹を置いておる。同時に先ほど申し上げましたように、輸出貿易による利潤の獲得あるいは國力の膨脹のための發展という任務ではなしに、國民經濟の生存權の問題であるといたしますれば、この貿易は民族の死活の問題であると申し上げても、これは過言ではないのです。ところが現在の日本の状態からまといりますとして、一體貿易が十分に輸入貿易の代價を支拂い得る諸條件が具えられておるかどうかということになると、これは全然逆です。通貨の面から申しますると、インフレーションといふものが進展していく過程においては、生産コストが非常に高くなつてしまります。従つてその生産コストが非常に高くなつておる現實において、しかも將來輸入される品物と輸出する品物との爲替の比率の相違といふものを考えてみます。ならば、同時に先ほど申しましたように、日本民族の死活の問題がこゝにあると思ひます。現在の状態において輸出貿易がやつていいけるかどうかといふことも、率直に言えば、將來爲替の比率ほどの程度で認められるのであるかということ。第二點においては、現在のインフレーションにおいて貿易

がやつていてるのであるか、通貨の不安定と高騰の下において、生産コストが高く、國家財政が壓迫され、国民生活は壓迫されておる。それが悪循環になつて、また再び高い段階における生産の價格というものが、上つてくる。そういう時において、いかにして輸出貿易の問題を打開されるのか。いわゆる替比率の問題と、それからインフレーションからくるところの爲替コストの問題をどう解決するか。その點の御意見をお伺いいたしたいと思います。

替のレート等の問題は、まだこれはつたく未定のようでありまして、どういふなりますか見當が私にもつきません。

○西村(榮)委員　國內の生産物が非常に高くなる。しかし爲替の比率の決定いかんによつては、外國へ安くそれ出なければならぬといふ状態が出てくると思ひます。これは先ほど申したように、日本の自主的な、任意的の意思によつて輸出貿易をするのじやありません。輸入代金の支拂として物を外へ出す。しかもその國內に生産さておる物は、國內の内から計算すれば非常に高くなる。しかも外國に出るときは適當な値段で世界的水準で出でなく。日本だけはインフレーションで高くなる。この差はどうして埋められかかる。インフレーション下における輸出貿易というものをどう解決するか。この二點であります。

○高瀬國務大臣　インフレーション非常に激化いたしまして、その結果日本への爲替が下る。外國には安くならない。日本では非常に高い。これは事實であります。これはドイツの大インフレーションのときには実験されたことであつます。そういう結果になりますと、外國に品物を賣りましても日本經濟につては決して有利な事情ではありません。従いましてこの問題を解決するには、何としてもインフレーションの力を解決するよりほか方法がない。インフレーションの解決にあらゆる手段を盡してやつて、一方輸出貿易の方をなんとする。この再建でいくよりほか方法がないだらうと思います。

○西村(榮)委員　具體的に言えば安本長官はインフレーションをどう克服

つ、年常を生産増加でこれを克服するのだ、こういうことになると思います。具體的にどれをどうしていくかということになりますと、なか／＼むずかしい問題であります。抽象的には通貨政策、集中政策等もとより非常に必要なことだと思つております。非常に大切な問題であると思いますが、たゞこれが今まで十分の効果を現わしておらない點もあると 思います。それをあくまで徹底的にやりまして、効果をあげるといふことをやりたいと考えております。

○西村(繁)委員 私は今日は安本長官と議論をする意思はない、かつまたこの獨占禁止法を、政府の要望に従いまして早く仕上げたいという協力的な立場をとつてゐるのであります。かるがゆえにインフレーションの問題について深く申し上げません。しかしながら、日本政府に對して公式にインフレーション克服に努力せよと命令されました。今おつしやつたことはきわめてお坐なりです。私は三月から始まる危機は少くとも、今後半年間に非常なスピードをもつて爆發點に達してくる。こういう見透しをもつておる。そこでインフレーションの原因は何かということは、結局財政不均衡赤字財政、生産の不振だと言はれてゐる。それ以上別に根本的な原因はあります。しかし、そういう問題は、先刻申し上げたように議論する意思はもたないので、別の

官、大藏大臣相協力して、このインフレーション問題を解決するにもつと具體的な方針と、氣魄とをもつて、もらいたい。そこでもつと率直にお伺いしたい。現在のインフレーションは三月をすぎ四月にならうとしているが、きわめて悪性イシフレーションの段階に入っている諸現象を現わしている。これを解決する方法は、古い通貨と取組むか、あるいはこれを肩すかしして別な體制をもつてくるか、從來のようない、お座なりな答辯、方針ではなく、もつと安本長官として明確な方針と、この深刻な民族の危機を招來するインフレーションの問題についてどうするかという對策が、もつと具體的にあつてしかるべきだと思う。一應承りたい。

これで打ちりますが、大臣でなくして結構ですから、事務當局の方に一言伺いたいと思います。この私的獨禁法の中の生命保険並びに銀行、託の現在の許可制は一體どうされか。これは許可制になつてゐるが獨です。預金者並びに保険契約者、信預金者の利益を保護するという名目によつて獨占的に經營されているが、それは一體將來どうなるのか。

第二點は、それらの生命保険並びに行信託が、從來の型を破つて認可せられ、何らの統制も加えず、今安本長御説明になつた國家計畫經濟の線に沿わざして、これが自由企業と許される場合においては、こゝに企獨占の逃げ道が生れてくるではないか。銀行並びに信託の預金を通じてこゝで他の株を所有してもよいといふことになつておりますが、一體どううふるな關係はどうなるか。長官でなくて事務の方で結構であります。

おもことは、むしろ別な公益的な理由から出てきた結果として、やむを得ないところでありまして、そういうふうなたなちのものにつきましては、銀行法などから、保険業法等で、一般的の自由競争の認めが要ることになりまして、この企業に認められない嚴重な監督をしてあるわけであります。たとえば重役につきましても、兼任をする場合には「認め可が要ることになりまして、この間も調べてみましたが、銀行の重役で兼任を許可されておるのは一つもありません。從来も例がないようであります。そういうふうな式でありますと、これは認可制度の結果として、數の少くなるのはやむを得ない。その代り多々あると思いますが、むしろその行き方が、大體においてはよろしいと考置いておる。こうしたこと相なゆますので、そういう式のものはほかにも多くあると思いますが、むしろその認可制度、をやめてしまつたらいいじんなかになりますと、これはどうしても合、特殊の事業法規による監督が不十分であるから、もつと嚴重な監督をしなければならないというふうなことは、考えられる場合もありましょう。それからまた、認可のやり方をもう少し考え方直したらいいじやないかといふ問題もあると思われる次第であります。これは政府自身も反省いた今後公正取引委員会も、課題として考えなければならぬ問題でありますし、また議會側においても、これはよ

ほどお考えになつて、いたゞいて、將來の課題として順次検討して行くべきものだと思います。それで一番問題のあるのは、銀行保険なんかよりも、むしろ府縣令でやつておる警察許可の問題など、どうもが非常に問題があるわけであります。

○西村(繁)委員 委員長にお伺いしますが、今日は商工大臣、大藏大臣の出席はダメですか。

○岡部委員長 今日は大藏大臣も所用があつておられませんし、明日はどうらも早朝から御出席願えるよう連絡をとつてあります。

○西村(繁)委員 それでは私は安定本部に対する質問をこれで打切りまして、商工省、大藏省に対する質問は明日にいたしたいと思います。

○岡部委員長 では皆様にお詰りいたしますが、本日はこの程度にいたしまして、次會は明日午前十時より開會いたしたいと思いますが、いかゞでございましようか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡部委員長 それでは本日はこれにて散會いたします。

午後八時二十二分散會

「異議なし」と呼ぶ者あり  
部委員長 それでは本日はこ  
曾いたします。

、が、本日はこの程度にいたしま  
次會は明日午前十時より開會い  
たいと思いますが、いかゞでござ  
ります。

吉委員長 今日は大藏大臣も所用  
つておられませんし、明日はどち  
朝から御出席願えるよう連絡  
っております。

昭和二十二年五月十一日印刷

昭和二十二年五月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局